

# 神奈川県内の認可外保育施設における児童死亡事故事案に係る検証報告書 (概要版)

## 1 検証委員会の概要と検証経過

- 平成 28 年 11 月 18 日に設置した「神奈川県保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的検証委員会」が検証主体となり実施。
- 平成 29 年 3 月から平成 30 年 8 月にかけて検証委員会を 7 回、事務局による現地調査、関係者ヒアリングを実施。
- 平成 30 年 10 月 30 日、検証委員会から検証結果・提言を受け、検証報告書を公表。

## 2 検証事案の概要

平成 29 年 1 月 20 日（金）午後 2 時 30 分頃、県内の認可外保育施設において、2 歳 1 か月の女児が午睡していたところ、保育士が本児の顔色等の変化に気づいたため、同一敷地内にある本施設の設置者が運営する病院に救急搬送。医師による心肺蘇生等を行ったが、同日午後 3 時 19 分に死亡が確認された。

## 3 明らかになった問題点や課題

項目	内容
(1) 午睡中の対応	睡眠中、2 歳以上は目視のみで、呼吸チェックや顔色の確認を行っていなかった。
(2) 緊急時の対応	救急搬送までの間、呼吸をしていないことに気付かず、救命処置を行っていなかった。
(3) 体調不良児の対応	本児は体調不良で、連絡帳に「少し強めの薬を飲んでいる」という記載があったが、こまめに観察するなどの特別な対応はしていなかった。
(4) 入所後間もない児童の対応	本児と一度も会ったことがない保育士が寝かしつけを行っていた。
(5) 午睡している部屋の環境	午睡していた部屋は遮光カーテンが引かれ、顔色の確認がしづらい環境だった。
(6) 職員への指導	現場の保育士に緊急・危機管理マニュアルが周知されておらず、事故が発生した時は設置者の職員に連絡をして判断を仰いでいた。

## 4 検証委員会からの提言の主なポイント

### (1) 保育事業者への提言

<b>1 午睡時における対応</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・0～1歳児は必ず呼吸チェックを行い、2歳児以上はきめ細かく観察すること。</li><li>・顔色の確認がしづらい体勢で寝ていた場合は、寝ている体勢を変えること。</li></ul>
<b>2 緊急時の対応</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・定期的に緊急時を想定した訓練を実施すること。</li><li>・緊急時の迅速な対応手法を事業者ごとに検討し、職員への周知を図ること。</li><li>・児童の健康状態等を書面により確認、保管しておくこと。</li><li>・施設内にAED（小児用）や、カメラの設置に努めること。</li></ul>
<b>3 体調不良児の対応</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・体調不良児に対しては、観察を十分に行い、体調の変化に注意すること。</li><li>・特に、薬を飲んでいる場合は、2歳児以上でも呼吸チェックを行うこと。</li></ul>
<b>4 入所後間もない児童の対応</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・入所後間もない児童はなるべく特定の保育士により保育を行うこと。</li><li>・入所後一定期間は慣らし保育を行うなど、環境に慣れるための配慮をすること。</li></ul>
<b>5 午睡している部屋の環境</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・午睡する部屋は、児童の顔色が確認できる程度の明るさを保つこと。</li></ul>
<b>6 職員への指導</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・危機管理や感染症対策等のマニュアルを園に備え、園内研修を定期的実施すること。</li><li>・内容について職員の意見を求め、使いやすいマニュアル作りに努めること。</li><li>・外部研修にも積極的に参加し、救急救命・心肺蘇生の講習への参加にも努めること。</li></ul>
<b>7 職員間の情報共有</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・児童の性格や特徴、日々の健康状態など、職員間での情報共有を図ること。</li></ul>

### (2) 神奈川県への提言

<b>8 保育所等における取組みの支援</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・提言の実施方法等について、県巡回指導員・市町村と連携して、指導・助言をすること。</li><li>・実施状況について、施設監査や巡回指導の機会を通じて十分に確認すること。</li></ul>
<b>9 研修機会の充実</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・認可外保育施設の職員向けの研修の充実に努めること。</li><li>・演習やグループ討議を組み合わせるなど、より実践的な研修を実施すること。</li></ul>
<b>10 保育の受け皿確保</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・待機児童解消に向けて、県は市町村と連携して保育の受け皿確保を図ること。</li><li>・認可外保育施設の認可化移行を一層推進すること。</li></ul>